

収 支 報 告 書

令和6年4月1日

堺市議会議長 的場 慎一 様

会派の名称 自由民主党・市民クラブ
 代表者氏名 池尻 秀樹
 経理責任者氏名 白江 米一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	1,540,000	@20000円 × 7人 × 11ヶ月 = 1,540,000 円
2 その他		
収入合計	1,540,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	166,688	166,688	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	104,940	104,940	
広 報 ・ 広 聴 費	0	0	
人 件 費	880,000	880,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	333,910	333,910	
支 出 合 計	1,485,538	1,485,538	

様式第14号（第7条関係）

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
調査研究費	R5. 5. 1～R6. 3. 31	先進事例の調査、施設の視察
資料購入費	R5. 5. 1～R6. 3. 31	市政調査研究に必要とする資料
人件費	R5. 5. 1～R6. 3. 31	会派所属議員の市政相談・政務活動にかかる補助業務並びに関係書類の作成のため、自由民主党・市民クラブ会派にて事務員を雇用
事務・事務所費	R5. 5. 1～R6. 3. 31	事務用品、コピー機リース料及びコピーカウンター料金など (会派控室にカラー印刷の可能なコピー機を設置した)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2023.5.19	5-1		80,000	-80,000	人件費	⑧	
2023.5.22	5-2		12,100	-92,100	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2023.5.25	5-3		9,667	-101,767	Wi-Fi通信費	⑨	
月計		0	101,767				
累計		0	101,767	-101,767			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2023. 6. 9		280,000		178,233	政務活動費5～6月分受け入れ		
2023. 6. 20	6-1		80,000	98,233	人件費	⑧	
2023. 6. 20	6-2		14,518	83,715	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		280,000	94,518				
累計		280,000	196,285	83,715			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023.7.7		420,000		503,715	政務活動費7～9月分受け入れ		
2023.7.20	7-1		80,000	423,715	人件費	⑧	
2023.7.20	7-2		13,448	410,267	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		420,000	93,448				
累計		700,000	289,733	410,267			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2023. 8. 18	8-1		80,000	330,267	人件費	⑧	
2023. 8. 21	8-2		21,366	308,901	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		0	101,366				
累計		700,000	391,099	308,901			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2023. 9. 20	9-1		80,000	228,901	人件費	⑧	
2023. 9. 20	9-2		15,224	213,677	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2023. 9. 20	9-3		22,000	191,677	ハードディスク500GからSSD500G取替費用	⑨	
月計		0	117,224				
累計		700,000	508,323	191,677			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2023.10.10		420,000		611,677	政務活動費10～12月分受け入れ		
2023.10.20	10-1		80,000	531,677	人件費	⑧	
2023.10.20	10-2		19,407	512,270	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		420,000	99,407				
累計		1,120,000	607,730	512,270			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023.11.13	11-1		48,750	463,520	オートフィードシュレッダー（160枚ミニクロスカット）400-PSD066	⑨	
2023.11.20	11-2		80,000	383,520	人件費	⑧	
2023.11.20	11-3		15,011	368,509	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		0	143,761				
累計		1,120,000	751,491	368,509			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023.12.20	12-1		80,000	288,509	人件費	⑧	
2023.12.20	12-2		18,781	269,728	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		0	98,781				
累計		1,120,000	850,272	269,728			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2024. 1. 10		420,000		689,728	政務活動費1～3月分受け入れ		
2024. 1. 11	1-1		27,800	661,928	掃除機代	⑨	
2024. 1. 19	1-2		80,000	581,928	人件費	⑧	
2024. 1. 22	1-3		28,259	553,669	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2024. 1. 31.	1-4		210	553,459	通行料	①	
2024. 1. 31.	1-5		39,900	513,559	宿泊料	①	
2024. 1. 31.	1-6		14,000	499,559	資料代	①	
月計		420,000	190,169				
累計		1,540,000	1,040,441	499,559			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024.2.1	2-1		700	498,859	駐車代	①	
2024.2.1	2-2		210	498,649	通行料	①	
2024.2.1	2-3		8,170	490,479	ガソリン代	①	
2024.2.1	2-4		5,500	484,979	施設利用料	①	
2024.2.2	2-5		90,100	394,879	レンタカー代	①	
2024.2.2	2-6		7,898	386,981	ガソリン代	①	
2024.2.20	2-7		80,000	306,981	人件費	⑧	
2024.2.20	2-8		12,209	294,772	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2024.2.27	2-9		4,850	289,922	プリンター	⑨	
月計		0	209,637				
累計		1,540,000	1,250,078	289,922			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2024.3.8	3-1		18,620	271,302	コピー用紙・プリンター用インデックス	⑨	
2024.3.11	3-2		4,624	266,678	ホッチキス	⑨	
2024.3.11	3-3		6,072	260,606	ホッチキス	⑨	
2024.3.13	3-4		3,512	257,094	USB ケーブル4m・ホッチキス針	⑨	
2024.3.19	3-5		80,000	177,094	人件費	⑧	
2024.3.21	3-6		12,654	164,440	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2024.3.22	3-7		104,940	59,500	住宅地図	⑥	
2024.3.25	3-8		5,038	54,462	電卓	⑨	
月計		0	235,460				
累計		1,540,000	1,485,538	54,462			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	19 時間 / 週 (1日 4.75 時間 × 4 日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	80,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <div style="text-align: center;"> <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間 </div>		
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted] 生
現 住 所	[Redacted] 堺市 [Redacted]	TEL [Redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
就業場所	堺市役所 自由民主党・市民クラブ
仕事内容	会派所属議員の政務活動にかかる補助及び関係書類の作成
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から 午後 3 時45分まで (うち休憩時間は12時から13時まで)
休 日	土、日、祝日、年末年始、年間10日有給休暇
給与(賃金)	月給80,000円
給与支払	毎月15日締め 20日支払い
給与振込先	現金払い

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年4月1日

雇用者 自由民主党・市民クラブ
野里 文盛 [Redacted]

被雇用者 [Redacted] [Redacted]

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023年 10月 1日 ~ 2024年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18 時間 / 週 (1日 4.5 時間 × 4日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	80,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <div style="text-align: center;"> $\frac{\text{(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)}}{\text{(週勤務時間数)}} \times 100\% \text{ 時間}$ </div>		
	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED] 堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 5 年 1 0 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで	
就業場所	堺市役所 自由民主党・市民クラブ	
仕事内容	会派所属議員の政務活動にかかる補助及び関係書類の作成	
就業時間 (休 憩 時 間)	午前 1 0 時 0 0 分 から 午後 3 時 3 0 分 まで (うち休憩時間は 12 時から 13 時まで)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、年間 10 日有給休暇	
給与 (賃金)	月給 80,000 円	
給与支払	毎月 1 5 日 締め 2 0 日 支払い	
給与振込先	現金払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和 5 年 1 0 月 1 日		
雇用者 自由民主党・市民クラブ 池尻 秀樹 [REDACTED]		
被雇用者 [REDACTED] [REDACTED]		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
2	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
9	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
10	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
11	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
12	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
13	土					
14	日					
15	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
16	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
17	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
18	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
19	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
20	土					
21	日					
22	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
23	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
24	水					
25	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
26	金					
27	土					
28	日					
29	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
30	火					
31	水					
合計				76:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

XXXXXXXXXX

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
2						
3	土					
4	日					
5	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
6	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
7	水					
8	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
9	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
10	土					
11	日					
12	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
13	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
14	水					
15	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
16	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
17	土					
18	日					
19	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
20	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
21	水					
22	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
27	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
28	水					
29	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
30	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
31						
合計				76:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
4	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
5	水					
6	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
7	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
8	土					
9	日					
10	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
11	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
12	水					
13	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
14	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
15	土					
16	日					
17	月					
18	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
19	水					
20	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
21	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
22	土					
23	日					
24	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
25	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
26	水					
27	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
28	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
29	土					
30	日					
31	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
合計				76:00	0:00	
出勤日数				16日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
2						
3	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
4	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
5	土					
6	日					
7	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
8	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
9	水					
10	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
17	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
18	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
19	土					
20	日					
21	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
22	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
23	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
24	木					
25	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
26	土					
27	日					
28	月					
29	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
30	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
31	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
合計				76:00	0:00	
出勤日数				16日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
2	土					
3	日	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
4	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
5	火					
6	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
7	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
8	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
9	土					
10	日					
11	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
12	火					
13	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
14	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
20	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
21	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
22	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
23	土					
24	日					
25	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
26	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
27	水					
28	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
29	金					
30	土					
合計				76:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
3	火					
4	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
5	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
6	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
11	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
12	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
13	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
14	土					
15	日					
16	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
17	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
18	水					
19	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
20	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
21	土					
22	日					
23	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
24	火					
25	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
26	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
27	金					
28	土					
29	日					
30	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
31	火					
合計				72:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄 (署名又は押印)


氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
2	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
3	金					
4	土					
5	日					
6	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
7	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
8	水					
9	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
10	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
11	土					
12	日					
13	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
14	火					
15	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
16	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
17	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
18	土					
19	日					
20	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
21	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
22	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
23	木					
24	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
25	土					
26	日					
27	月					
28	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
29	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
30	木					
合計				72:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

氏名: XXXXXXXXXX

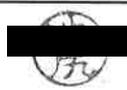
日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
2	土					
3	日					
4	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
5	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
6	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
7	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
8	金					
9	土					
10	日					
11	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
12	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
13	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
14	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
15	金					
16	土					
17	日					
18	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
19	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
20	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
21	木					
22	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
23	土					
24	日					
25	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
26	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
27	水					
28	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
29	金					
30	土					
31	日					
合計				72:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
6	土					
7	日					
8	月					
9	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
10	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
11	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
12	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
13	土					
14	日					
15	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
16	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
17	水	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
18	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
19	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
20	土					
21	日					
22	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
23	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
24	水					
25	木	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
26	金	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
27	土					
28	日					
29	月	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
30	火	10:00	15:45	04:45		政務活動補助業務
31						
合計				78:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
2	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
3	土					
4	日					
5	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
6	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
7	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
8	木					
9	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
10	土					
11	日					
12	月					
13	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
14	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
15	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
16	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
17	土					
18	日					
19	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
20	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
21	水					
22	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
27	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
28	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
29	木					
30						
31						
合計				72:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
5	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
6	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
7	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
8	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
9	土					
10	日					
11	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
12	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
13	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
14	木					
15	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
16	土					
17	日					
18	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
19	火	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
20	水					
21	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
22	金	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
23	土					
24	日					
25	月	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
26	火					
27	水	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
28	木	10:00	15:30	04:30		政務活動補助業務
29	金					
30	土					
31	日					
合計				72:00	0:00	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



契 約 書

発注者 自民党市民クラブ（以下「発注者」という。）と、受注者 株式会社SOAソリューションズ（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約目的）

第1条 この契約は、受注者が複合機等を発注者の使用に供し、複合機等が正常な状態で稼動出来るように保守を行い、発注者がこれに対して受注者へ使用料を支払うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

（機種および設置場所）

第2条 複合機等の機種、機能、設置場所および数量は、別紙のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成31年2月1日から平成36年1月31日までとする。

（使用料の単価）

第4条 複合機等の使用料の単価および料金計算は、別紙のとおりとする。

（枚数の報告）

第5条 受注者は、毎月末日に、モノクロの印刷枚数およびカラーの印刷枚数を発注者へ報告し、発注者の確認を受けなければならない。

（使用料の請求）

第6条 受注者は前条の確認を受けた印刷枚数に基づき、毎月分の使用料を翌月に請求する。

（使用料の支払）

第7条 発注者は請求を受理したときは翌月末日以内に使用料を支払うものとする。

（複合機等の保守）

第8条 受注者は、発注者が複合機等を常時正常な状態で使用出来るように、発注者から複合機等が故障した旨の連絡を受けたときは、直ちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、複合機等を正常な状態に回復させなければならない。

（負担の範囲）

第9条 受注者は、ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体およびデベロッパーに関し、コピーの画質維持のために必要と認めたときは、これを受注者の負担で取り替えるものとする。

- 2 前項に規定する部品以外については、発注者の負担により部品を調達し、受注者の負担により修理を行うものとする。

(複合機等の所有権)

第10条 複合機等の所有権は、受注者に属する。

- 2 発注者は、複合機等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど複合機等の原状を変更するような行為および消耗品等を他に流用するような行為を行ってはならない。

(権利もしくは義務の譲渡)

第11条 発注者または受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の承認を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、発注者が故意または重大な過失によって複合機等に損害を与えたときは、修理に要した費用を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、動産総合保険等で補填された損害に対しては、発注者に対する請求を行わない。

3 受注者は、契約を実施するにつき、故意又は過失によって、発注者の財産を紛失または毀損したときは、発注者に対し損害賠償の責を負うものとする。ただし、受注者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、この契約の実施にあたって知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の契約事項の処理が不相当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
二 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第1号および第4号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は据付費用に相当する額を違約金として発注者へ支払うものとする。

3 第1項第2号および第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(5) 甲又は乙は、相手方が正常な理由なくしてこの契約の条約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

但し、甲は乙に契約満了までの残期間の賃貸借料金を一括で支払わなければならない。

(複合機等および消耗品等の返還)

第15条 発注者は、この契約が終了したときは、複合機等および残存している消耗品等を速やかに受注者に返還できる状態にしておかなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 契約事項の処理に関し、発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が受注者の責に帰さない事由により生じたものについてはこの限りではない。

(調査等)

第17条 発注者は、受注者の契約事項の処理について、随時に調査しもしくは、必要な報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第18条 発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し又は契約を一時中止することができる。この場合において、使用料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受託者とが協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成して、発注者、受注者が記名捺印のうえ1通を保有する。

平成31年 2月 1日

発注者 堺市堺区南瓦町3番1号
自民党市民クラブ
野里 文盛

受注者 守口市八島町1番12号
株式会社SOAソリューションズ
取締役 松田 英男

別紙

契約対象機種・機能・設置場所・数量および使用料

機種 コニカミノルタ 複合機 bizhubC258

機能 コピー、プリンタ、スキャン、FAX

設置場所 堺市堺区南瓦町3番1号

数量 1セット

使用料 月定額料 10,000円 (消費税別)

最低料金 1,000円 (消費税別)

モノクロ片面1枚の印刷につき 1.5円 (消費税別)

(1円未満の端数が出た場合は四捨五入とする。)

カラー片面1枚の印刷につき 10円 (消費税別)

出張報告書

令和6年 3月 21 日

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ごみはすべて資源。 【好気性発酵乾燥方式【トンネルコンポスト方式】】
イルカと共に身も心も健康に、 【室戸ドルフィンセンター】
バスと電車の一体型、次世代乗り物。 【DMV、阿佐海岸鉄道。】

2. 期間 令和6年 1月 31日（水）～ 令和6年 2月 1日（木）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月31日（水）	8:00～17:00	三豊市バイオマス資源センター
②	2月 1日（木）	8:30～19:00	室戸市ジオパーク・ドルフィンセンター、阿佐海岸鉄道DMV
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

三豊市、議会事務局、 様。市民環境部、 様。資源化センター三豊センター長
 様。室戸市ジオパーク推進課、 様。日本ドルフィンセンター、 様。

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【三豊市、ごみを燃やさない処理技術の発信、バイオマス資源センター。イルカと共に身も心も健康に、室戸市ジオパーク・ドルフィンセンター、阿佐海岸鉄道DMV、各視察をおこなった。】

本市には、本市の東部に位置するごみ処理施設、クリーンセンター東工場第一工場の老朽化は著しく、又、クリーンセンター臨海工場は、PFI方式により建設された暫定的な施設であることから今後のごみ処分について持続可能な体制を整えるために施設更新について結論をださなくてはならない時期となりました。

また、室戸市ジオパーク・ドルフィンセンターでは、当市に於いても増え続ける心の病の対策として、又、我が堺市に於いても本年度、オープンする水族館の用途目的に鑑み、訪問するに至りました。

最後に、阿佐海岸鉄道DMVに、視察に出向いたのは、当市に於いても東西交通の課題が毎回浮き彫りになり、その都度、鉄軌道の色々な議題には登りましたが、コスト高や、様々な要因により、進みにくく、新たな道を発見する為に、学ばせていただいた次第です。

まず、ごみを燃やさない処理技術のバイオマス資源センター、トンネルコンポスト方式では燃やせるごみがリサイクル出来、微生物を利用した合理的なもので、MBT粉砕機や選別機のような機械と微生物による発酵を使って処理する。合理的リサイクルで有り、固形燃料は、有価物として、取引有れる。バイオフィルターで臭気を脱臭し、排水、を出さず、二酸化炭素を抑制し、煙やダイオキシンを発生しなく、低コストで、事故対応にも優れているという事で有ります。

イルカとのふれ合い(我が会派の信貴議員は、イルカに港湾内で乗車)は、発達障害者・幼児へのイルカセラピーの支援は、身も心も健康に、。人生をより良くし、世界一健康づくりが楽しい街。また、観光資源としての役割を担う水族館も視野に入れるとするとまさに適した事業である。

そして、DMVは、バスと列車が1つになった次世代の乗り物で、たった、15秒で、車体を変身し道路と線路を自在に走行し、地域交通のネットワークがより便利に、効率的に走らすことが出来、地域の活性化、経営改善、災害時の交通機能維持を約束できる次世代の乗り物です。

よって、本市のごみ焼却問題や発達障害者・児へのイルカセラピーの支援やイルカ飼育を活用した観光交流人口の拡大推進による地域の活性化に大きく寄与すると思われます。

そして、DMVは、既存のレール、を利用することにより、燃料費や保守費用などの運用コストの軽減を図ると共に新しい人の流れを作るものである事は明白です。よってこの3事業を強く要望致します。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-4、1-5、1-6、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6

「ごみはすべて資源」

全国初の処理方式と民間委託への挑戦

香川県 三豊市



日本初の リサイクル技術を 三豊市から

ごみはすぐ資源
トンネルコンポスト

微生物の力で燃やせるごみをエネルギーに再資源

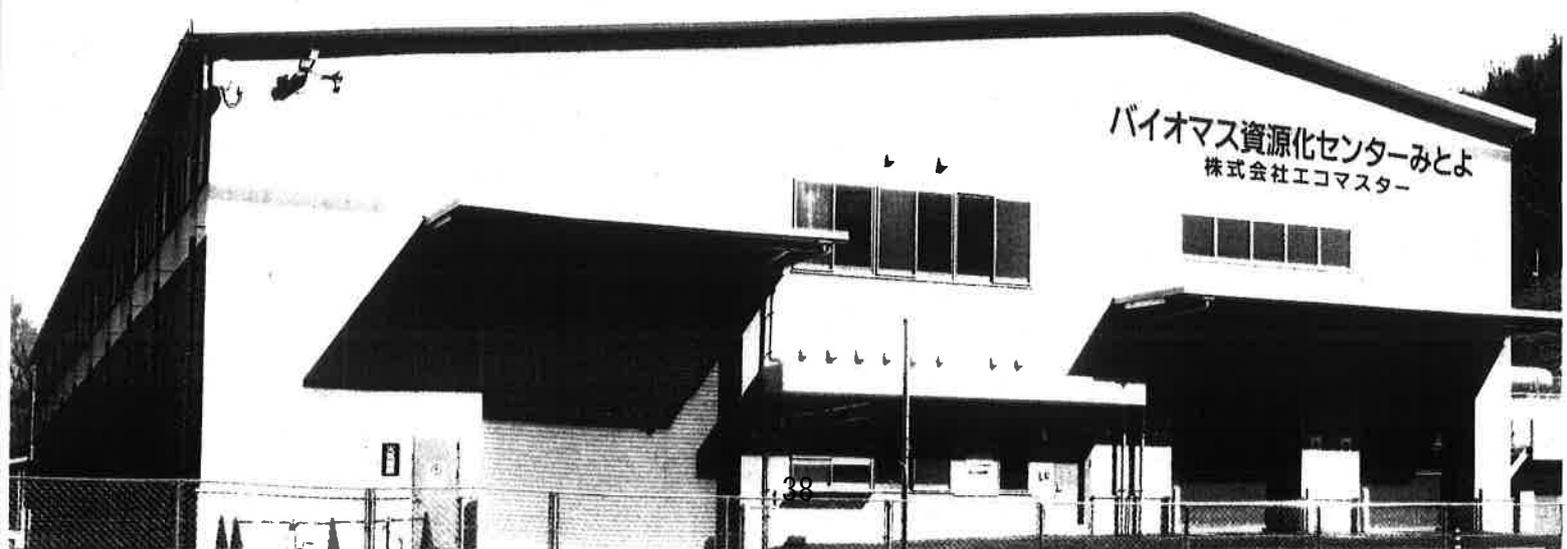


「バイオマス資源化センターみとよ」 日本初の リサイクル技術を 三豊市から

平成29年4月1日より、三豊市の家庭や事業所から出る燃やせるごみを発酵・乾燥させて「固形燃料」の原料としてリサイクルする日本初の工場

「バイオマス資源化センターみとよ」の稼働が始まりました。

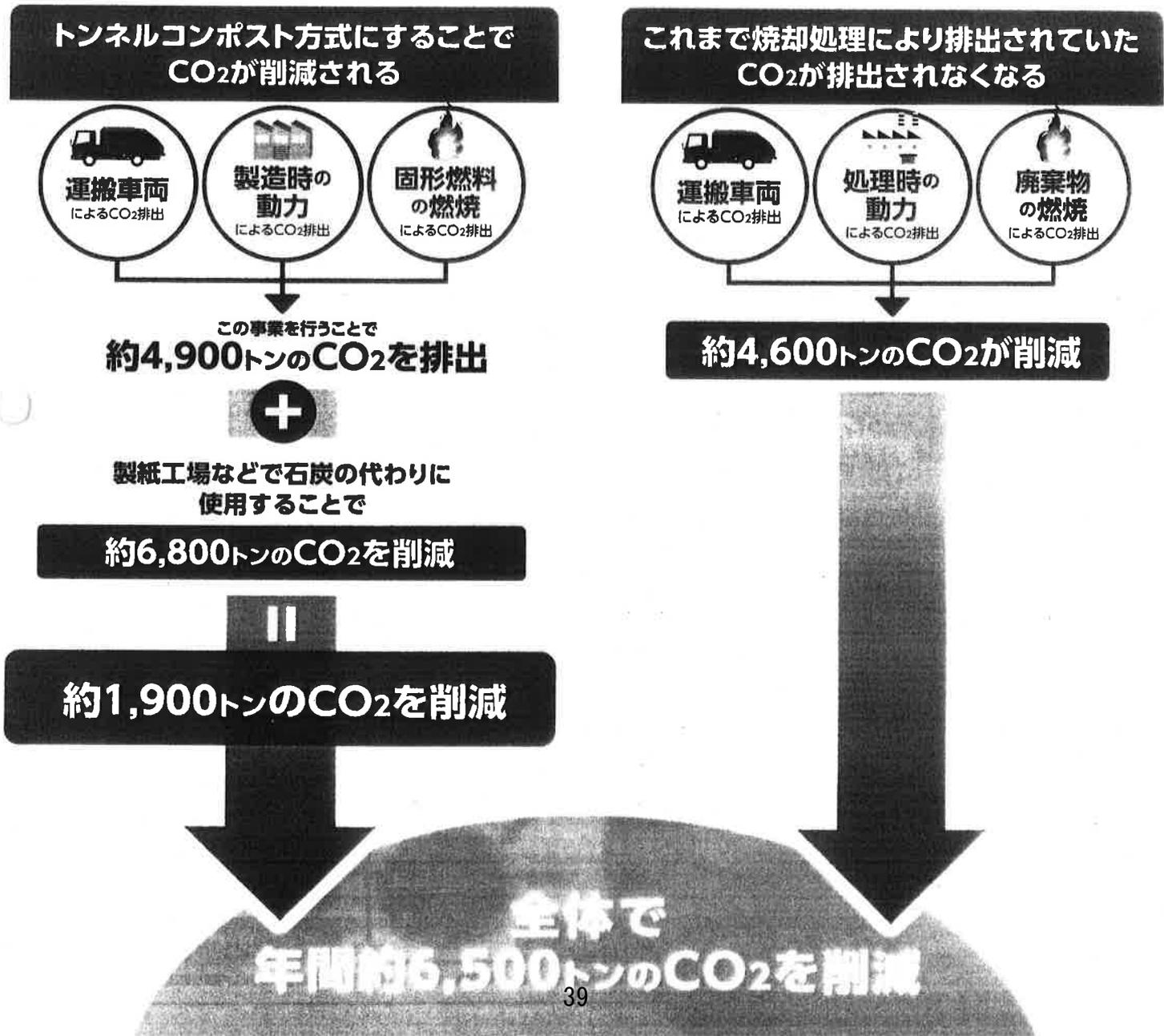
これまで焼却処分してきた燃やせるごみがエネルギーに生まれ変わります。



「バイオマス資源化センターみとよ」は優れた二酸化炭素排出抑制が認められ、低炭素に関する2つの環境省補助金を受けています。



- 平成27年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業)
- 平成28年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業)



トンネルコンポスト方式の特徴

リサイクル

- 01 燃やせるごみ(混合ごみ)がリサイクルできます。**
生ごみやプラスチック紙などが混在しているごみは、臭いや水分の関係上リサイクルが難しいとされてきました。トンネルコンポスト方式はこれらの混合ごみを発酵・乾燥させることにより、リサイクルが可能な状態にすることができます。排出者の手間を省き、かつ再資源化を図ることが出来ます。また、使用済紙おむつのリサイクルにも適しています。
- 02 微生物を利用した合理的なリサイクルです。**
バイオトンネルと呼ばれるコンクリートの密閉発酵槽では、発酵作用が最も活発になる好気的な環境をシステムが自動制御(温度・圧力・空気量等)し、効率的・確実な発酵による処理が行われます。また微生物が発酵する際の熱と通気を利用して乾燥処理を行います。

- 03 MBT (Mechanical Biological Treatment)**
欧州で開発されたごみ処理方法で、破砕機や選別機のような機械(mechanical)と微生物による発酵(biological)をうまく使って処理(treatment)します。これから日本でも発展することが予想されている注目の処理方法です。
- 04 固形燃料は石炭の代わりになります。**
固形燃料原料はエビス紙料株式会社および株式会社パブリックで混合・成形が行われ、固形燃料になります。固形燃料は有価物として取引され、製紙工場などで石炭の代わりとして使用されます。

環境

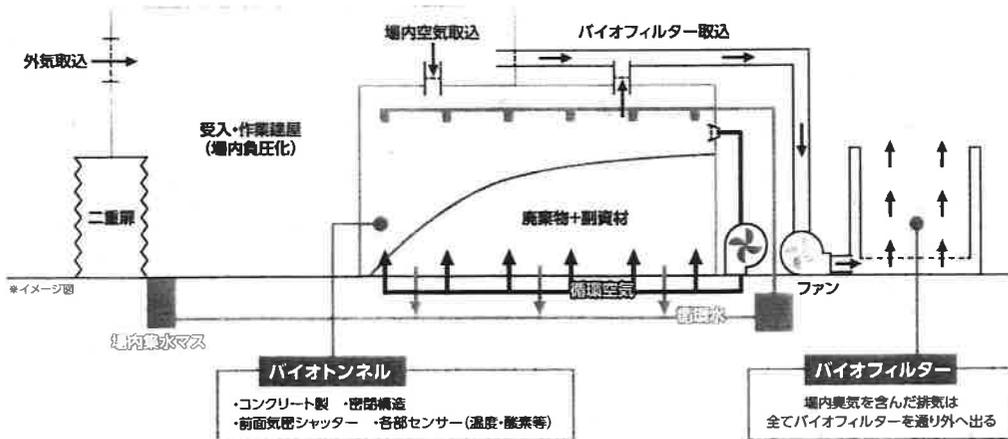
- 05 バイオフィルターで臭気を脱臭します。**
施設からの臭気を含んだ排気は全てバイオフィルター(生物脱臭槽)を通過させます。バイオトンネルから発生する発酵に伴う臭気、工場屋内の作業に伴う臭気をバイオフィルターで常時吸引、脱臭します。これによりバイオトンネル内、工場屋内は常に負圧に保たれ、臭気が外に漏れ出ることを防ぎます。
- 06 排水を出しません。**
場内の汚れた水はバイオトンネル内で発酵用として消費されます。したがって、工場から排水は発生しません。

- 07 二酸化炭素の排出を抑制します。**
トンネルコンポスト方式は、発酵熱の利用や化石燃料の使用を抑制するので、二酸化炭素の排出量を削減することができます。
- 08 煙やダイオキシン類が発生しません。**
焼却方式とは異なるので、煙が発生したり、ダイオキシン類の発生の恐れもありません。

運用

- 09 低コストです。**
複雑な設備等を要しないため、他のごみ処理方式に比べてインシヤルコストが安価です。また、運転に必要な人員も少なく、ランニングコストも抑えることができます。

- 10 事故対応に優れています。**
トンネルコンポスト方式は駆動部が少ないことも特徴です。バイオトンネル内は撈拌を行わないので、切り替えしの装置はありません。また、ファンやモーターについては予備品を在庫することにより素早い事故対応が可能です。これは自治体の一般廃棄物の受入を止めないために重要な要素です。



バイオトンネル
・コンクリート製・密閉構造
・前面気密シャッター・各部センサー(温度・酸素等)

バイオフィルター
場内臭気を含んだ排気は全てバイオフィルターを通り外へ出る

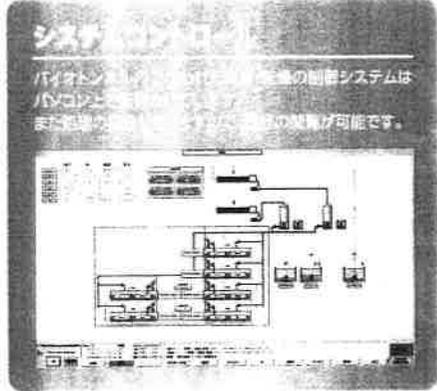
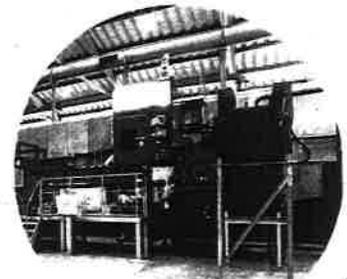


6 三種選別

三種選別機では、(1)生ごみが分解された細かいもの、(2)木くずのような大きく重いもの、(3)紙やプラスチックなど比較的小さいものに分けられます。

7 塩ビ選別

三種選別機で選別された紙やプラスチックは、塩ビ選別機が行われます。赤外線を用いて瞬時に塩ビを判別、エア噴射により分離します。



トンネルコンポスト方式【フロー図】

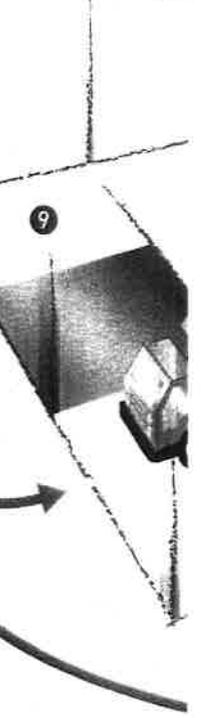


1 ごみの受入

ごみ収集車(パッカー車)がごみを選んできます。計量器で重量を測定してから、搬入口に入ります。搬入口は最大2台が入ることができます。

2 破碎・混合

受け入れたごみをタイヤショベルで破砕機に投入します。破砕後は混合機に自動的に送られ、そこで一度発酵した返送物(大きな木くずなど)と混ぜ、発酵の下準備が行われます。

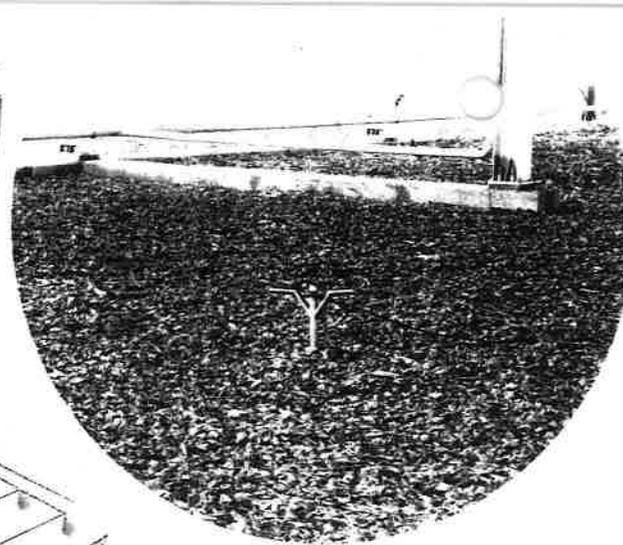


8 圧縮梱包

塩化ビニール選別を通過したものをベラーで圧縮梱包し、固形燃料製造工場へ向けて運搬しやすい形状に固めます。

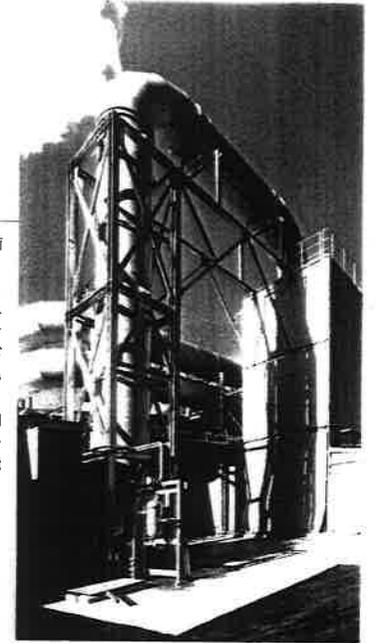
9 搬出

圧縮梱包物を大型車両に積み込み、エビス紙料(株)・(株)パブリックの固形燃料製造工場へ搬出します。



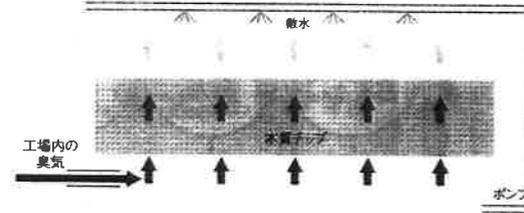
10 脱臭

バイオトンネル内の発酵臭気前処理ヤードのごみ臭気などを、バイオフィルターで脱臭します。場内空気をバイオフィルターへ吸引することにより建物・バイオトンネル内は負圧化し、臭気が外に漏れださないようにしています。また、スクラパーはpH調整や加湿を行うもので、バイオフィルターの脱臭効果を保持する機能があります。



トンネルコンポスト方式の脱臭

■ バイオフィルターの仕組み



バイオフィルターは、臭いを含んだ空気が木質チップ層を通過することにより、吸着されたり、微生物に分解されることで脱臭が行われます。木質チップの間隙には生物膜(バイオフィルム)が形成され、臭いをエサとして微生物がさかんに呼吸=酸化分解を行います。木質表面の酸化生成物は、上部からの散水により洗い流されます。この水は循環していますので、絶えず微生物による分解が行われます。

5 取出し

発酵・乾燥処理が終わったものをタイヤショベルで取出し、三種選別機に投入します。



3 投入

混合機から出てきた混合物をタイヤショベルでバイオトンネル(発酵槽)に投入します。トンネルの中に3.5mの高さまで奥から順に積みつけていきます。

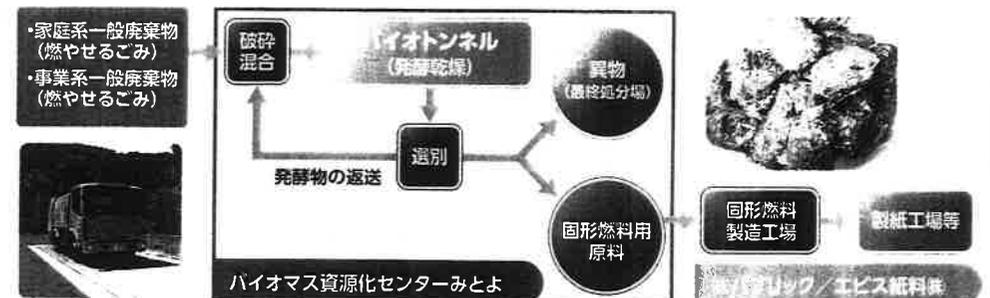


4 発酵・乾燥

バイオトンネルの中にはセンサーやコンピュータ制御により、微生物が活動しやすい環境が整っています。17日間の発酵・乾燥処理が行われ、生ごみが分解、紙・プラスチック類が乾燥します。



トンネルコンポスト方式の概要 (リサイクルの流れ)



*処理水は循環して使用するため、外部への排出はありません。(雨水・浄化槽排水は別) 臭気が外部に漏れないように、内部を負圧化した建物内で処理します。

施設概要

施設名称 バイオマス資源化センターみとよ
所在地 香川県三豊市山本町神田30番地1
敷地面積 約10,000㎡
建屋面積 約4,000㎡
稼働開始日 平成29年4月1日
処理方式 トンネルコンポスト方式
処理能力 43.3t/日
主要設備 バイオトンネル 6m×35m×5mH:6本
バイオフィルター 約170㎡:4基

会社概要

代表者 代表取締役 見澤 直人
代表取締役 川崎 佳日出
業 種 廃棄物処理業
事業内容 バイオマス資源化センターみとよの運営
設立日 平成22年9月17日
出資者 株式会社パブリック エビス紙料株式会社



〒768-0104 香川県三豊市山本町神田30番地1
TEL.0875-23-6230 FAX.0875-23-6231

室戸ドルフィンセンター

視察資料



令和6年2月1日

室戸市観光ジオパーク推進課

室戸市の概要

1. 沿革

室戸市は、四国東南端、県庁所在地の高知市から東へ78kmの距離に位置し、東西18.6km、南北27kmのほぼ逆三角形の半島が太平洋に突き出した、東西53.3kmの海岸線を有する市です。総面積は248.18㎡で、そのうち山林が87%を占め、海岸沿いは、特異な海岸段丘を形成しており、海岸線沿いのわずかな平野部に5つのまちが形成され、中小河川沿いや海岸段丘の中山間部には、数多くの集落が点在しています。

昭和34年3月1日に5カ町村(佐喜浜町・室戸岬町・室戸町・吉良川町・羽根村)が合併して本市が誕生しました。室戸市の歴史は古く、弘法大師によってひらかれた最御崎寺、津照寺、金剛頂寺があり、「空海」の由来になったといわれる修行の地「御厨人窟」などが残っています。

室戸岬を中心とする美しい海岸には、亜熱帯性樹林や海岸植物が群生し、昭和3年に室戸岬一帯が名勝に指定されました。昭和39年には「室戸阿南海岸国定公園」の指定を受け、さらに平成8年には「日本の渚・百選」に選定されています。

平成元年には、日本初、世界で3番目の海洋深層水陸上取水施設として高知県海洋深層水研究所が開設され、海洋深層水の研究・活用がすすみました。

また、平成23年には、室戸市の地質・地形や人々の営みが評価され、市全域がユネスコ世界ジオパークに認定されています。

2. 社会情勢等

室戸市のかつての基幹産業は水産業でした。室戸岬漁港、室津港はその中心であり、遠洋マグロ漁業の基地として全国に知られていました。しかし、昭和50年代頃から資源の枯渇や200海里問題、燃料費の高騰による経営の圧迫などにより衰退。定置網漁やキンメダイ漁を中心とした、沿岸漁業に移り変わってきています。

また、第1次産業を中心に発展してきた本市ですが、昭和30年代後半からの高度経済成長にともなう就業構造の変化、さらには産業や生活環境整備の立ち遅れから、若年層を中心とした人口の流出が続いています。

人口は昭和30年のピーク時には32,878人でしたが、令和2年の国勢調査による人口は1,742人で、平成27年の調査から1,782人減少し、減少率は13.2%となっています。

室戸ドルフィンセンターの概要

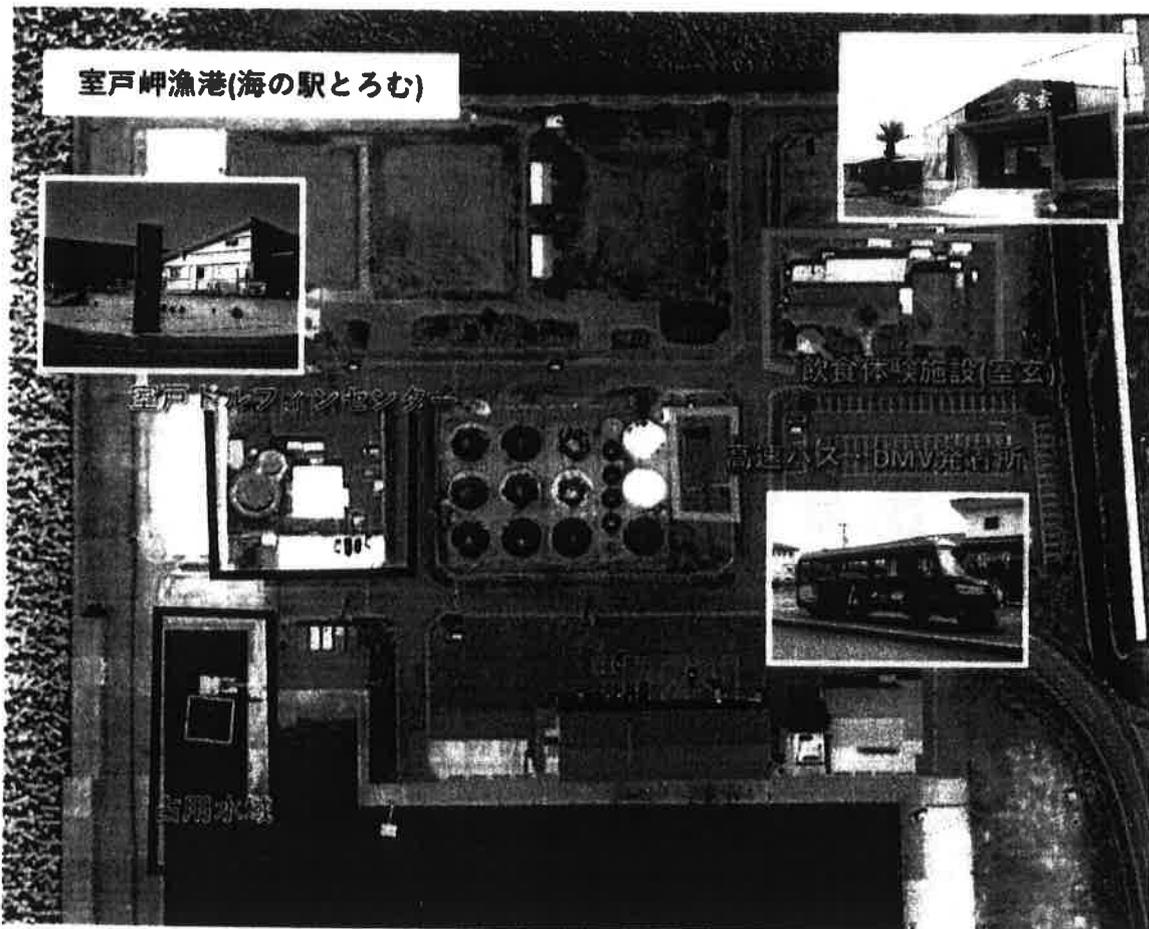
設置目的

施設は、観光拠点等整備事業の趣旨に基づき、イルカ飼育を活用した観光交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的として設置する。

(設置管理条例第2条)

設置場所

室戸岬漁港内。当該地には飲食施設や宿泊施設、高速バス・DMV(デュアルモードビークル)の発着所などがあり、観光・交通の重要な拠点となっています。



設置の経緯

平成 14 年、室戸岬漁港を活用した地域振興を進めたい市側から、イルカセラピーの研究を行う麻布大学にアプローチ。

平成 15 年 8 月、室戸市と麻布大学の共同事業としてイルカの試験飼育が開始。イルカセラピーの実施やふれあい体験などを行う。

H17.10 月 台風被害や相次ぐイルカの死亡を受け事業休止。

H18.4 月より NPO 法人室戸ドルフィンプロジェクトが運営するかたちで事業再開。

指定管理者制度での運営

平成 25 年 4 月 管理棟建築、陸上プール設置などを行いリニューアルオープン
 リニューアル事業費 60,932,550(県 1/2、市 1/2)

指定管理制度での運営を開始 指定管理者:NPO 法人室戸ドルフィンプロジェクト

令和2年 10 月 新型コロナウイルス感染症の影響等で撤退。

同月より株式会社日本ドルフィンセンターが指定管理者として運営

現指定管理期間:令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年)

指定管理料：3,500,000 円/年 (施設の改修・小規模なもの以外の修繕は市が行う)

台風時等緊急対策用の補助金有り

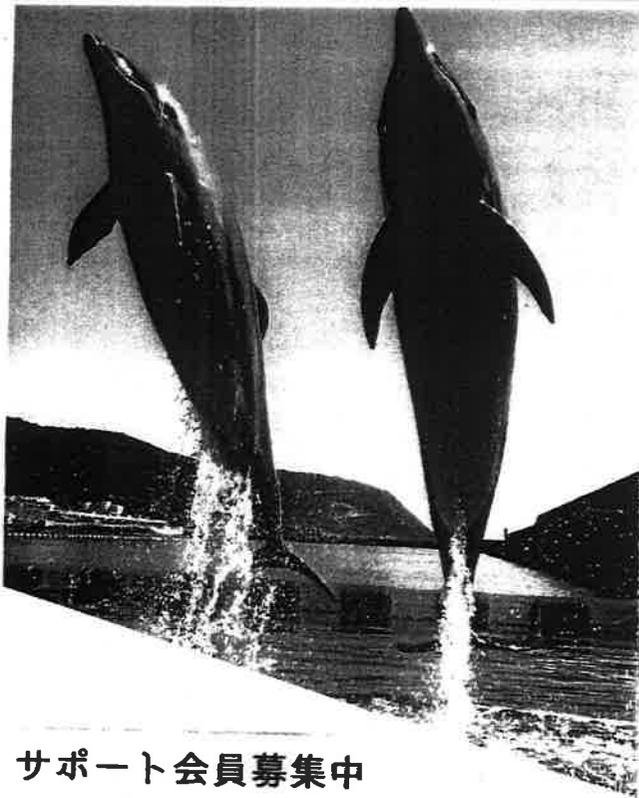
	指定管理料	緊急対策補助金
平成25年度	2,000,000	
平成26年度	2,057,143	
平成27年度	5,800,000	919,000
平成28年度	5,800,000	500,000
平成29年度	6,000,000	500,000
平成30年度	9,000,000	3,231,000
令和元年度	8,000,000	1,793,000
令和2年度	8,000,000	306,456
令和3年度	8,000,000	
令和4年度	8,000,000	
令和5年度	3,500,000	300,000

ドルフィンセンター入館者数推移

年度別入館者数

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成25年度	2,861	5,896	1,498	2,846	6,973	2,023	1,438	1,442	794	1,620	808	1,322	29,521
平成26年度	1,392	3,757	1,241	2,123	5,044	2,075	1,208	1,188	859	1,569	5,070	1,505	27,031
平成27年度	1,569	5,070	1,505	3,093	7,218	3,699	1,845	1,202	955	1,129	750	1,394	29,429
平成28年度	2,062	3,494	804	2,571	6,147	1,602	1,419	1,099	898	1,349	800	1,584	23,829
平成29年度	1,456	3,432	803	2,126	5,494	1,189	1,104	922	587	1,146	729	1,125	20,113
平成30年度	1,886	3,112	1,457	1,987	8,323	2,489	616	1,587	1,229	2,071	1,241	1,695	27,693
令和元年度	3,039	5,206	1,438	2,290	5,656	2,289	1,482	1,115	845	1,402	1,121	767	26,650
令和2年度	266	355	1,142	1,907	4,445	2,084	1,364	1,396	565	572	689	867	15,652
令和3年度	797	1,473	539	1,629	2,625	686	1,016	1,016	922	850	481	990	13,024
令和4年度	1,116	2,649	794	1,771	3,934	1,048	1,172	879	714	748	572	1,036	16,433
令和5年度	990	2,264	875	1,651	2,756	1,308	689	709	652				11,894



サポート会員募集中

室戸ドルフィンセンターはイルカとのふれあいを通じて、私たちの生活がより豊かに「人生をより良くする」活動を行っております。また本活動が室戸市の発展に寄与することを目的としており、私たちの活動にご賛同いただける「サポート会員」を募集しております。施設が継続的に続くようにご入会をお願いいたします。

会員特典

- ① ご入場料無料(ご同伴者様1名も無料)
イルカプログラム、物販、飲食、利用10%OFF(他の割引併用不可)
- ② オリジナルグッズ進呈
- ③ 餌やり体験1回無料
- ④ 会員向けにメール等施設情報発信
- ⑤ 会員限定イベントのご招待

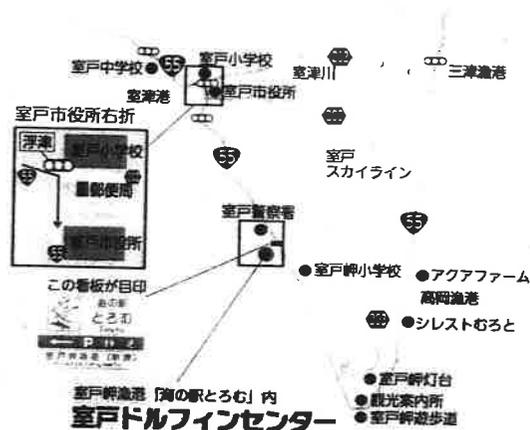
ご入会と有効期限

- ◆ご入会金 ¥5,000(税込)
- ◆有効期限 年会費お支払い後1年間



交通アクセス

- [車でお越しの場合] 国道55号を室戸岬方面へ
 高知市から 約2時間
 高知自動車道 南国I.C.から 約2時間
 徳島市から 約3時間30分
- [鉄道でお越しの場合]
 高知市方面から ごめん・なはり線 奈半利駅からバス
 高知東部交通バスで約50分(室戸営業所下車 徒歩5分)
- [飛行機でお越しの場合]
 高知龍馬空港から車で約1時間30分
- [バスでお越しの場合]
 高知東部交通バス 室戸営業所下車 徒歩5分
 徳島バス(関西から徳島経由の高速バス)室戸バスターミナル下車すぐ



問い合わせ・予約先 受付時間 AM9:00~PM5:00



MUROTO DOLPHIN CENTER
室戸ドルフィンセンター
 Tel & Fax. 0887-22-1245

〒781-7101
 高知県室戸市室戸岬町字鯨浜 6810-162 海の駅とろむ
 Email: info_mdc@j-dc.net
 http://www.muroto-dc.jp/

ホームページからも
 ご確認いただけます

室戸ドルフィンセンターは、室戸市からの指定管理者として
 株式会社日本ドルフィンセンターが業務受託して運営しております。

For Your Health... For Your Beauty...

イルカと遊ぶ
 それは健康と
 美容の秘訣

室戸 MUROTO DOLPHIN CENTER
ドルフィンセンター

イルカと遊んで、 身も心も健康になろう!!

入場料

- 中学生～大人 500円
- 4歳～小学生 400円
- 3歳以下無料

ドルフィンスイム

イルカと泳ごう!!
ウェットスーツを着るので泳げない方も安心してご参加いただけます。

- 大人(中学生以上)¥9,000
- 小人(5歳以上小学生)¥7,500 ※身長110cm以上
- 開催時間/10:20-12:00-13:40-15:20



ふれあい体験

腰辺りまでお水に浸かってイルカとふれあおう!
よりイルカが身近に感じられます。

- 料金/大人(中学生以上)¥5,000
小人(5歳以上小学生)¥4,500※身長110cm以上
- 開催時間/11:20-13:00-14:40

天候やイルカの体調により、プログラム内容や実施時間を変更する場合があります。
お越しの際はお問合せください。

えさやり体験

イルカにタッチしてごはんをあげよう!
小さなお子さまからご参加いただけます。

- 料金/¥600(※3歳以下保護者同伴)
- 開催時間/11:00-13:00-14:00-15:00-16:00



トレーナー体験

トレーナーになりきってイルカにサインを出そう!
えさやり&タッチもできます。

- 料金/¥2,000(※3歳以下保護者同伴)
- 開催時間/10:30-11:30-13:30-14:30-15:30

四国の端っこ大地の産生が感じられる室戸岬
がある室戸市は世界健康づくりが楽しいま
ちづくりを目指しておりますが、室戸ドル
フィンセンターでは、日常では感じることで
きない人と遊ぶことが大好きなイルカとの体
験メニューをご用意しております。ただ楽しい
だけじゃない体験を通して、身も心も健康に美
しくなると日常生活にお取りくたせたい。

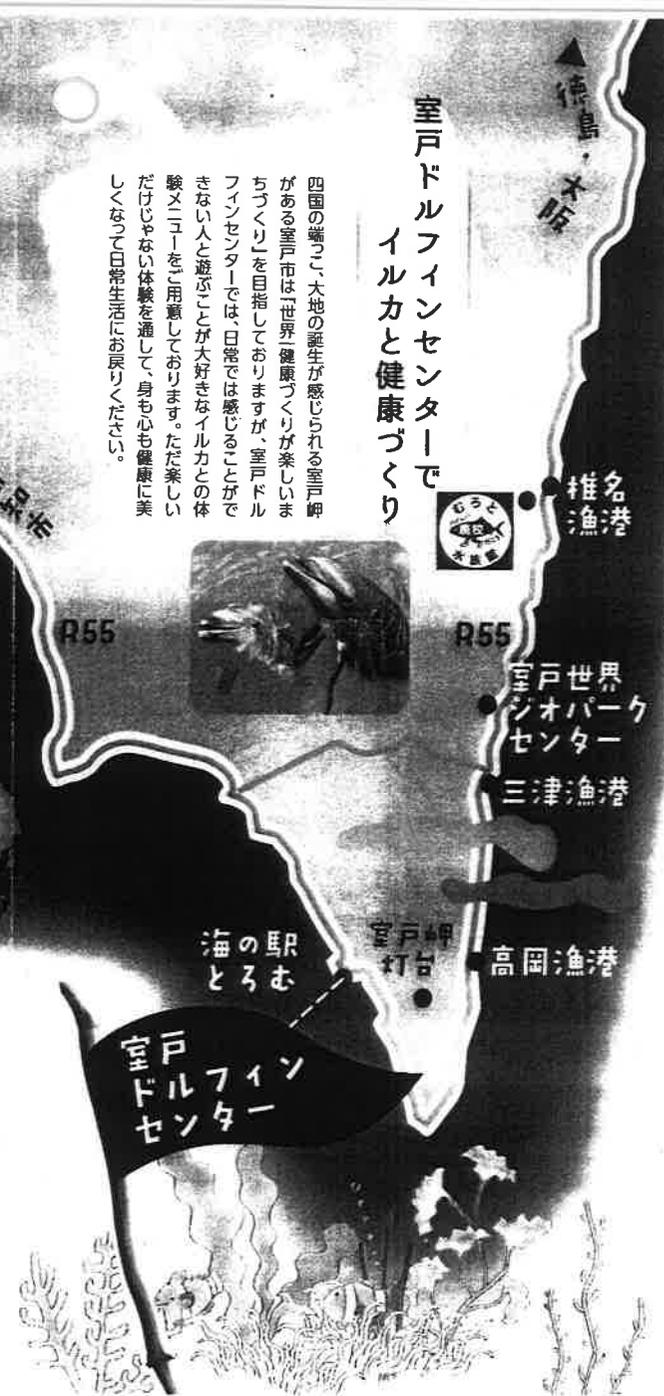


ウミガメの えさやり体験

ウミガメにごはんをあげよう!
開園中いつでもできます。

※ごはんがなくなり次第終了となります。

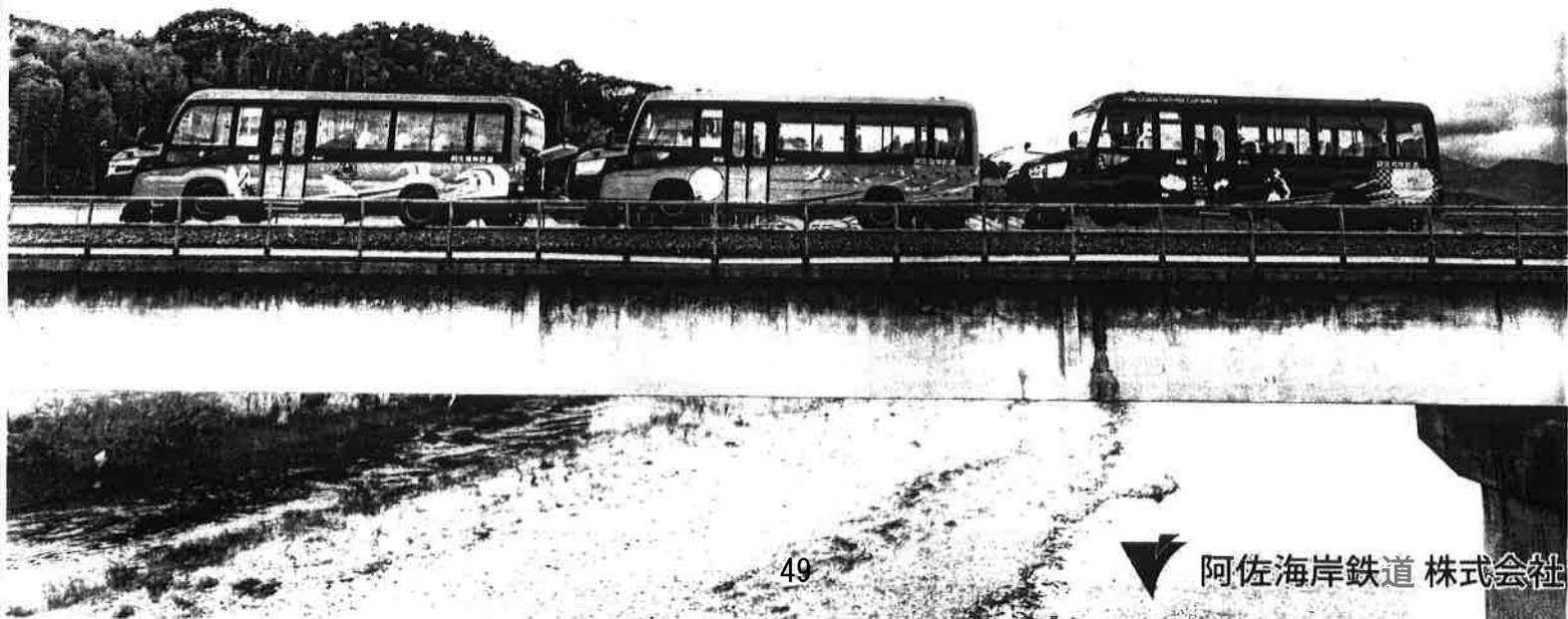
- 料金/¥200





Dual Mode Vehicle

Asa Coast Railway Company





道路と線路を走行する次世代の乗り物

01 DMVとは

「Dual Mode Vehicle (デュアル・モード・ビークル)」。

略してDMVは、バスと列車が1つになった次世代の乗り物です。

たった15秒で車体を変身させ、道路と線路の両方を自在に走行します。バスと鉄道がシームレスになり、地域の交通ネットワークがより便利に、より効率的にチェンジ。交通の未来を乗せて地域を駆け抜けます。



DMV 運行ルート



■ 阿佐東線を走行する3台のDMV



太平洋の薫かな波がモチーフ。穴喰駅の伊勢えび駅長がサーフィンに挑戦する様子は、未来へのチャレンジを表しています。



そよ風感じる爽やかなデザインで阿波の名産「すだち」を表現。空高く舞い上がる白い鳥は徳島県の鳥である白鷺です。



真っ赤なボディには、四国が誇る英雄・坂本龍馬と南国土佐に降りそそぐ太陽が。地域活性化への情熱が込められています。

02 導入により期待される3つの効果



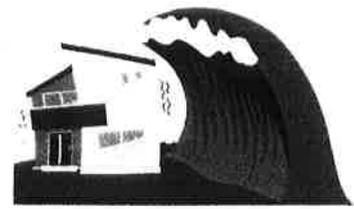
① 地域活性化

「世界初の本格営業運行」の話題性は車両自体が観光資源となります。DMVを目当てに訪れる観光客により地域が賑わい、新しい人の流れが生まれます。



② 経営改善

鉄道車両と比較して燃料費、保守費用など運用コストを軽減できるとともに、新しい人の流れによる増収により、経営改善へ大きく寄与します。



③ 災害時の交通機能維持

徳島県南部の沿岸では、南海トラフ地震が発生した場合20mを超える津波が押し寄せると予想されています。道路も線路も走るポテンシャルで交通機能を維持し、被災者支援などを素早く行うことができます。

03 DMVの構造

車両はマイクロバスをベースに改造しており、道路では前後に搭載された鉄車輪をボンネットとトランクルームに忍ばせて、ゴムタイヤで走行します。線路走行へ切り替えるモードチェンジは、道路と線路をつなぐ「モードインターチェンジ (MIC)」で乗客を乗せたまま行われます。

車体から鉄車輪が現れ、鉄道モードに変身します。鉄車輪は線路上のガイド役となるとともに前輪のゴムタイヤを浮かし、後ろのゴムタイヤが駆動輪となって線路上を走行します。

また、線路上ではハンドルは固定され、バスと同様に足のアクセルとブレーキで操作します。



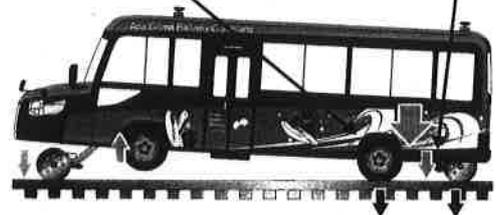
宮崎駅



阿波海南駅 MIC

後ゴムタイヤ駆動輪

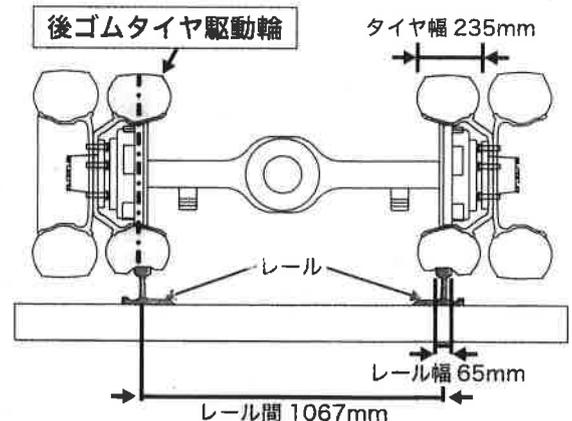
後ガイド輪



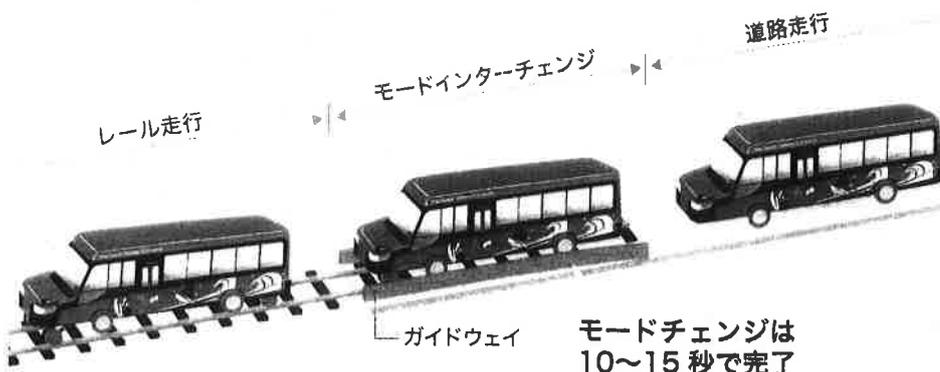
軸重配分制御

■ 軸重配分制御

乗車（荷重）状況と後ゴムタイヤのスリップ状況などを検知し、最適な荷重配分となるよう制御



モードチェンジイメージ図



後ゴムタイヤ駆動輪と後ガイド輪



前ガイド輪

DMVヒストリー

平成14年10月	JR北海道が、DMVの開発に着手
平成19年4月～11月 平成20年4月～11月	JR北海道が、釧網線において、DMVの試験的営業運行を実施
平成23年11月16日～18日	牟岐駅(JR牟岐線)と穴喰車庫(阿佐東線)の区間で、JR北海道のDMVで夜間走行試験を実施
平成24年2月10日～12日	鉄道(牟岐駅から穴喰車庫まで)とバスモード(阿波海南文化村や室戸岬など)の実証運行(デモンストレーション走行)を実施
平成26年3月	「阿佐東線DMV導入・駅舎改築基本計画(案)」を策定
平成27年10月30日	国土交通省の「DMV技術評価委員会」において、専用線区や単車運行などの前提条件があるものの『技術的に特に問題なし』との中間取りまとめ
平成28年3月30日	阿佐海岸鉄道株式会社と関係自治体で構成する「阿佐東線DMV導入協議会」を設立し、DMV導入に向けた本格的な取組みを開始
平成29年2月3日	「第2回阿佐東線DMV導入協議会」において、導入スケジュールや運行区間について合意
平成31年3月9日	1号車(DMV931)が完成(穴喰駅で「完成式典」)
令和元年10月5日	全3台(DMV931・932・933)が完成(阿波海南文化村で「完成式典」)
令和2年12月15日	初めての「軌道モード走行」を実施
令和3年1月～2月	「走る・止まる・曲がる」などの「性能試験」に着手(DMV931で実施)
令和3年11月4日	国土交通省の「DMV技術評価検討会」において、安全性を最終確認
令和3年12月25日	阿佐東線で「世界初」の本格営業運行開始



JR北海道のDMV



令和2年12月15日
初めての「軌道モード走行」



令和3年1月～2月 性能試験

主要諸元一覧表

車名形式	DMV931/DMV932/DMV933
ベース車両の車名形式	トヨタ コースター-SKG-XZB70-ZRTNY
空調	クーラー付
乗車定員 [人]	22=運転席1+座席18+立席3
エンジン形式	N04C-VJ直噴ディーゼルトーボ
全長 [mm]	8060
全幅 [mm]	2090
全高 [mm]	2780
ホイールベース(道路走行) [mm]	3935
ホイールベース(軌道走行)全体/前部/後部 [mm]	6820/5444/1376
前トレッド [mm]	1685(設計値)
後トレッド [mm]	1432(設計値)
後内側トレッド [mm]	1170(設計値)
後外側トレッド [mm]	1694(設計値)
最低地上高 [mm]	185
車内寸法 長 [mm]	6230
車内寸法 幅 [mm]	1885
車内寸法 高 [mm]	1890
車両重量 [kg] 931/932/933	5860/5870/5850
車両総重量 [kg] 931/932/933	7070/7080/7060
最小回転半径 [mm]	7500
ステアリング	ボールナット式パワーステアリング
サスペンション(前ゴムタイヤ)	トーションバータイプダブルウィッシュボーン式 独立懸架(スタビライザー付)
サスペンション(後ゴムタイヤ)	車軸式半楕円板バネ(スタビライザー付)
サスペンション(前ガイド輪)	油圧アクチュエーターをバネ・ダンパーとして使用
サスペンション(後ガイド輪)	油圧アクチュエーターをバネ・ダンパーとして使用
ショックアブソーバー(前ゴムタイヤ)	筒形複動式・ガス入り
ショックアブソーバー(後ゴムタイヤ)	筒形複動式・ガス入り
最終減速比	4.625
オルタネーター V-A	12-130
バッテリー V-A	12-80、12-64(2個)
使用燃料・タンク容量 [L]	軽油・95
ゴムタイヤ(前)	235/70R17.5 127/125J
ゴムタイヤ(後内側)	235/70R17.5 127/125J
ゴムタイヤ(後外側)	235/70R17.5 127/125J
前ガイド輪 径/リム幅 [mm]	φ502/150
後ガイド輪 径/リム幅 [mm]	φ502/150
前ガイド輪昇降装置	油圧アクチュエーター
後ガイド輪昇降装置	油圧アクチュエーター
前ゴムタイヤ昇降装置	油圧アクチュエーター

エンジン諸元	型式	N04C-VJ型
	配置	直列4気筒
	シリンダー内径×行程 [mm]	104.0×118.0
	総排気量 [cc]	4009
	圧縮比	18.0
	最高出力 [kW(ps)/rpm]	110(150)/2500
	最大トルク [N·m(kgf·m)/rpm]	420(42.8)/1400

トランスミッション諸元	ミッション	電子制御式6速 オートマチック(ECT)
	型式	A861E型
	変速比 1速	3.314
	変速比 2速	1.912
	変速比 3速	1.321
	変速比 4速	1.000
	変速比 5速	0.750
	変速比 6速	0.605
	変速比 後退	3.134

ブレーキ諸元	主ブレーキ(前ゴムタイヤ)	油圧真空倍力装置付 ベンチレーテッドディスク
	主ブレーキ(後ゴムタイヤ)	油圧真空倍力装置付 デュオ2リーディング ディスク
	主ブレーキ(前ガイド輪)	ディスク
	補助ブレーキ	排気管開閉弁式排気ブレーキ
	駐車ブレーキ	機械式推進軸制動内部 拡張形(後輪)

阿佐海岸鉄道株式会社

〒775-0501

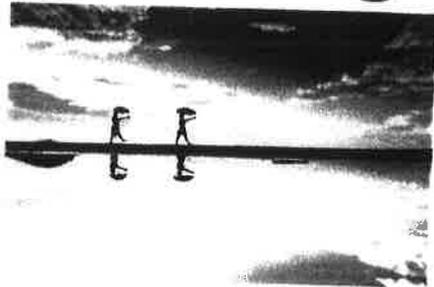
徳島県海部郡海陽町穴喰浦字正橋22-1

TEL 0884-76-3701

mail info@asatetu.com



2021.12.25

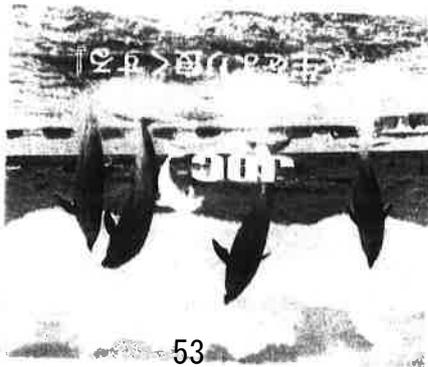


三豊市
議公事務局



〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
TEL:0875-73-3009 FAX:0875-73-3024
E-mail:rikai@city.mitoyo.lg.jp

書記(主任主事)



代表取締役
環境部

株式会社日本ドリームセンター

〒769-2402 香川県さぬき市津田町鶴羽1520番地130
TEL 0879-23-7623 FAX 0879-23-7628

E-mail
Mobile



バイオマス資源化センターみとよ
〒768-0104 香川県三豊市山本町神田30番地1
TEL:0875-23-6230
FAX:0875-23-6234

株式会社 エコマスター
センター



株式会社 パブリック
〒769-1616 香川県高松市大野原町種田原241番地1
TEL.0875-57-1200
FAX 0875-57-1201

室戸市 観光ジオパーク推進課
課長補佐



(室戸世界ジオパークセンター)
〒781-7101 高知県 室戸市 室戸岬町1810番地2
Tel : 0887-22-5161
Fax : 0887-23-1618
Mail : mr-0111200@city.imuroto.lg.jp



三豊市 市民環境部 環境衛生課

主任主事



〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
TEL 0875-73-3007 FAX 0875-73-3020
E-mail kankyoku@city.mitoyo.lg.jp
URL http://www.city.mitoyo.lg.jp/

